

# たいこう後見制度支援預金

(令和2年3月23日現在適用中)

項目	内容
1. 商品名	・たいこう後見制度支援預金
2. 預金種類	・普通預金または決済用普通預金（無利息）
3. ご利用先	・個人のお客さまで、家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」の交付を受けた方 ※「補助人」「保佐人」「任意後見人」は対象外です。
4. 期間	・定めなし
5. 口座開設・預入方法 (1) 口座開設・預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき窓口で口座開設いただけます。 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき口座開設店で預入できます。 (お振込みによる入金も含まれます) ・1円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき口座開設店で払戻しできます。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・毎日の店頭表示の普通預金利率を適用します。(変動金利) ※ 決済用普通預金の場合、お利息は付きません。 ・毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。 ・毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
8. 手数料	・口座開設手数料 5,500 円（税込）
9. 付加できる特約事項	・家庭裁判所から交付された「指示書」で指示がある場合に限り、「定額自動送金」をご利用いただけます。 ・ ※ 当行所定の手数料がかかります。
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 本口座の解約 (契約終了)	以下のいずれかに該当した場合、終了となります。 ①預金者が亡くなった場合 ②家庭裁判所交付の「指示書」に基づき解約の申出があった場合 ③成年後見制度の支援を受ける預金者について後見開始取消審判が確定した場合 ④未成年後見制度の支援を受ける預金者が成年に達した場合（婚姻により成年に達したとみなされた場合） ⑤預金者または後見人の責めに帰すべき事由により当行が終了すべきと判断した場合
12. 税金	・利子に対して一律 20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%） ・マル優の取扱いはできません。
13. 金利情報	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
14. 預金保険制度	・本預金は、預金保険制度の対象となります。 なお、決済用普通預金の場合は、全額保護されます。

15. その他参考となる事項	本預金は次に掲げる取引はご利用できません。 <ul style="list-style-type: none"><li>・キャッシュカードの発行</li><li>・クレジットカード、デビットカード等の各種契約の申込</li><li>・インターネットバンキングのご利用</li><li>・無通帳口座</li><li>・口座振替（公共料金、クレジット利用代金等）</li><li>・年金・給与・配当金等の自動受取</li><li>・ATMでのお取引</li></ul>
----------------	--

＜当行が契約している指定紛争解決機関＞

全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772